平成２４年（フ）第６２号
三重県名張市上八町1640番地１
破産者　福田　益夫
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６３号
三重県名張市上八町1640番地１
破産者　福田　久子
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第７号
兵庫県丹波市柏原町上小倉220番地２
破産者　高橋　幸恵
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
香川県高松市楠上町２丁目２番11―301号
破産者　芝岡　　亮
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２１６号
亡山口將美の最後の住所奈良県磯城郡田原本町小室319　小林住宅Ｅ２号
破産者　亡山口將美相続財産
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２４５号
千葉市若葉区みつわ台１丁目15番20号、開始決定時の住所千葉市若葉区東寺山町557番地の14
破産者　植草　明久
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１６号
千葉県佐倉市大作２丁目７番１号
破産者　大同化成株式会社
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９２号
福井市城東４丁目５番２号
破産者　有限会社エヌ・エム商事
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
福井県越前市家久町第105号28番地
破産者　武生金属工業株式会社
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
三重県伊勢市古市町209番地
破産者　亡三宅一弘相続財産
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
兵庫県芦屋市西芦屋町７番11号
破産者　株式会社サンエース
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
熊本市中央区新屋敷３丁目12番22号
破産者　有限会社瀬戸
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４５号
京都市南区久世東土川町291番地１
破産者　株式会社寺本運送
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
熊本県阿蘇市蔵原704番地
破産者　蔵原建設株式会社
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８８号
東京都世田谷区粕谷４丁目16番19号　グレースＫ202、開始決定時の住所鹿児島県日置市伊集院町郡1934
破産者　山口　賢治
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘１丁目８番地６
破産者　山本　和子
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３１６号
札幌市西区琴似３条６丁目１番22号
破産者　田嶋　　端
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６０６号
札幌市厚別区大谷地東４丁目２番20―705号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通15丁目南６番20号
破産者　門馬　正庫
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９０号
福井市二の宮５丁目12番13号
破産者　伊藤メディカルこと　伊**藤**　行雄
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係